（別表６）

経営規模等審査基準（工事）

１　客観的評定点

この評点は、建設業者の経営力、技術力などから工事の施工能力を総合的に判定するものであり、建設業法第２７条の２３の規定に基づく「経営に関する客観的事項の審査」の方法により、次の算出式により算出する。

ただし、評定に当たって、Ｘ１にあっては、別表３に掲げる各工種に対応する許可を受けた建設業（以下「建設業」という。）に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算するものとし、また、Ｚにあっては、建設業に係る建設工事の種類別の年間平均元請完成工事高及び技術職員数によって得られた評点のうち、最も高いものを当該工種の年間平均元請完成工事高及び技術職員数の評点とする。

客観的評定点＝０．２５Ｘ１＋０．１５Ｘ２＋０．２Ｙ＋０．２５Ｚ＋０．１５Ｗ

※　小数点以下は四捨五入。

Ｘ１＝工種別年間平均完成工事高の評点

Ｘ２＝自己資本額及び利益額の評点

Ｙ ＝経営状況の評点

Ｚ ＝工種別年間平均元請完成工事高及び技術職員数の評点

Ｗ ＝その他の審査項目（社会性等）の評点

２　主観的評定点

⑴　札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者について、その者の客観的評定点に１００分の７を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入。）を加点する。

⑵　札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去５年度の間にしゅん功した、申請工種に係る設計金額500万円以上の工事の工事成績評点の平均を取り（小数点以下は四捨五入。）、これから６５点を差し引いた点数に応じ、当該工種の客観的評定点に下表の割合を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入。）を当該工種に加点又は減点する。

（工事成績評点―６５）	加算割合
１５以上	４．５％
１０以上　　１５未満	３．０％
５以上　　１０未満	１．５％
－５を超え　　５未満	０％
－１０を超え　　－５以下	―１．５％
－１５を超え　－１０以下	―３．０％
－１５以下	―４．５％

⑶　サッポロQMSを取得している者には、５点を加点する。

⑷　札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去２年度それぞれにおける、札幌市建設局造園工事優秀施工業者表彰、札幌市建設局土木部所管工事優秀施工業者表彰、札幌市下水道河川局工事優秀施工業者表彰、札幌市都市局優良工事施工業者表彰、札幌市交通局優秀工事施工業者表彰、本市の優良指定給水装置工事事業者表彰及び札幌市水道局優秀工事施工業者表彰の受賞実績について、受賞対象の工種に対し、受賞１回につき20点を加点する。

(5)　札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去２年度それぞれにおける、札幌市除雪業務委託等優秀受託者表彰（道路維持除雪業務）の受賞実績について、土木、下水道、舗装、造園の４工種に対し、受賞１回につき１０点を加点する。

(6)　札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去２年度それぞれにおける、札幌市除雪業務委託等優秀受託者表彰（民活型雪堆積場管理業務）の受賞実績について、土木、下水道、舗装、造園の４工種に対し、受賞１回につき５点を加点する。ただし、上記(5)における、表彰の受賞実績がある年度の実績については、加点しないものとする。

(7)　札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去２年度それぞれにおいて、本市の道路維持除雪業務に従事した実績がある場合、従事回数によらず、従事した年度につき土木、下水道、舗装、造園の４工種に対し２０点を加点する。

(8)　札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去２年度それぞれにおいて、本市の民活型雪堆積場管理業務に従事した実績がある場合、従事回数によらず、従事した年度につき土木、下水道、舗装、造園の４工種に対し５点を加点する。ただし、従事した年度に、上記(7)の従事実績がある場合は、加点しないものとする。

(9)　障がい者の雇用を促進する者で、次の一に該当する者には、１０点を加点する。

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づき、障害者雇用状況の報告義務のある者のうち、障がいのある方を雇用する割合が政令で定める障害者雇用率以上の者。

イ　障害者雇用促進法上、障害者雇用状況の報告義務のない者で、1 人以上の障害者を雇用している者。

(10) 札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し、災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者には、５点を加点する。

(11) 札幌市社会福祉協議会が実施する福祉除雪に協力している者には、５点を加算する。

(12) 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている者で、下記ア、イのいずれかに該当する者には、５点を加算する。

ア　常時雇用する労働者が１０１人以上で、札幌市の認証がステップ３先進取組企業認証である者。

イ　常時雇用する労働者が１００人以下で、札幌市の認証がステップ２行動計画策定企業認証又はステップ３先進取組企業認証である者。

(13) 札幌 SDG s 登録企業として承認を受けている者には、５点を加点する。

(14) 札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去２年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者には、５点を加点する。

(15) 資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日の属する月の前月から起算して過去２年間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成１４年４月２６日財政局理事決裁）第１条第１項の規定により別表第２第１号から第４号及び第８号の措置要件に係る参加停止を実際に受けた実停止月数（その月数に１月に満たない端数があるときは、１５日以上の場合は切り上げ、１５日未満の場合は切り捨てる。）に１０点を乗じて得た点数を減点する。

(16) 格付等級に相応する施工能力を確保するため、新たにＡ１、Ａ２又はAに格付けられる者で、次の一に該当する者は、１つ下位の等級に格付けるため、１つ下位の等級の上限値に至るまで減点する。なお、減点した結果、新たにＡ２に格付けられる者となり、再度アに該当するときは、Ｂの等級に格付けるため、Ｂの上限値に至るまで減点する。

ア　過去５年間に施工した申請工種に係る元請工事１件当たりの最高金額が、一般競争入札参加資格のガイドライン（平成15年９月18日財政局管財部長決裁）別表１の当該工種及び等級に対応する下限金額に達しない者。

イ　格付等級に相応する施工能力を確保することが困難であると特に認められる者（ただし、アにより下位等級に格付けされる場合を除く）。

(17) 急激な格付の変動を防ぐため、継続して登録している者が２等級下位の等級に変動する場合に、１等級の変動に留めるため、１等級下位の等級の下限値に至るまで加点する。ただし、本項第15号の規定による減点を受けた者については、この限りではない。